

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

法律相談

支援内容	法律相談の実施
支援概要	犯罪被害に関して、弁護士による法律相談を実施します。 ※利用は一事件につき、2回まで（1回1時間まで）
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪行為^{※1}により亡くなられた方のご遺族 • 犯罪行為により重傷病^{※2}を負った方とそのご家族 • 性犯罪^{※3}を受けた方とそのご家族 <p>※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 • 被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 • 申請者が、申請時に市民であること。 • 犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
利用の制限	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は、法律相談の利用を制限することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。 • 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。 • 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。 • その他支給が社会通念上適切でないとき。

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

見舞金

支援内容	見舞金の支給
支援概要	経済的負担軽減のために、一定金額を支給します。
支給金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族見舞金：30万円 ・重傷病見舞金：10万円 ・性犯罪被害見舞金：10万円
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族見舞金：犯罪行為^{※1}により亡くなられた方のご遺族のうち、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた第1順位の方 ・重傷病見舞金：犯罪行為により重傷病^{※2}を負った方 ・性犯罪被害見舞金：性犯罪^{※3}を受けた方 <p>※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
支給の制限	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給を行わないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。 ・被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。 ・被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。 ・その他支給が社会通念上適切でないとき。

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

家事・介護援助費

支援内容	家事・介護援助費の助成
支援概要	家事または介護等に関するサービス*を利用した場合の費用を一定額まで助成します。 ※サービス内容は、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事、食事・排泄・入浴等の介護
支給金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・家事：1時間当たり 1,500 円まで ・介護：1時間当たり 2,300 円まで (合計 60 時間まで)
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪行為*¹により亡くなられた方のご遺族 ・犯罪行為により重傷病*²を負った方とそのご家族 ・性犯罪*³を受けた方とそのご家族 ※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・申請者が、申請時に市民であること。 ・申請者（家族の場合）が、申請時に被害者と同居していること。 ・犯罪被害により、家事・介護を行うことに支障が生じていること。 ・サービスがその提供を業とする事業者から提供されたものであること。 ・サービスが申請者の住居において、申請者の在宅時に行われたものであること。 ・犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。 ※他のホームヘルプサービスに関する制度（障害者総合支援法による居宅介護、介護保険法による訪問介護等）を利用した場合の自己負担分の費用については助成の対象外です。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
支給の制限	以下の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を行わないことがあります。

さいたま市犯罪被害人等支援 各支援の概要

	<ul style="list-style-type: none">• 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。• 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。• 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。• その他支給が社会通念上適切でないとき。
--	--

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

一時保育費

支援内容	一時保育費の助成
支援概要	一時預かり事業 [*] を利用した場合の費用を一定額まで助成します。 <small>※児童福祉法第34条の12第1項に規定するもの</small>
支給金額等	一事件につき10日まで（1日2,500円まで）
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為^{*1}により亡くなられた方のご遺族 ・ 犯罪行為により重傷病^{*2}を負った方とそのご家族 ・ 性犯罪^{*3}を受けた方とそのご家族 <small> <ul style="list-style-type: none"> ※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等 </small>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・ 被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・ 申請者が、申請時に市民であること。 ・ 申請者（家族の場合）が、申請時に被害者と同居していること。 ・ 犯罪被害により、被害者等の子ども（未就学児）を保育することに支障が生じていること。 ・ 犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
支給の制限	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を行わないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。 ・ 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。 ・ 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。 ・ その他支給が社会通念上適切でないとき。

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

精神医療・カウンセリング費

支援内容	精神医療・カウンセリング費の助成
支援概要	心理的外傷その他の深刻な精神不調に関する医療またはカウンセリングを受けた場合の費用を一定額まで助成します。
支給金額等	一事件につき 15 万円まで ※精神医療を受ける場合は、健康保険適用後または自立支援医療制度利用後の自己負担額を助成 ※カウンセリング（健康保険の適用を受けないもの）を受ける場合は、当該カウンセリングを受けるために要した費用の全額を助成
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為^{※1}により亡くなられた方のご遺族 ・ 犯罪行為により重傷病^{※2}を負った方とそのご家族 ・ 性犯罪^{※3}を受けた方とそのご家族 ※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1 月以上の療養かつ3 日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・ 被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・ 申請者が、申請時に市民であること。 ・ 申請者（家族の場合）が、申請時に被害者と同居していること。 ・ 犯罪に起因して精神的不調が生じていること。 ・ 外来による診療に限って助成 ・ カウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものであること。 ・ カウンセリングを受けようとするとき、既に医療機関で医師の診療を受けている場合は、当該カウンセリングの受診について、医師の了解を得ていること。 ・ 犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	初診日から3年以内
利用の制限	以下の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を行わないことがあります。

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

	<ul style="list-style-type: none">• 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。• 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。• 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。• その他支給が社会通念上適切でないと認められるとき。
--	--

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

転居費

支援内容	転居費の助成
支援概要	<p>犯罪が行われた時に居住していた住居から転居した場合にかかった費用※を一定額まで助成します。</p> <p>※転居に係る家財の梱包等の運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用、敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用で、運送事業者又は不動産業者に支払ったもの</p>
支給金額等	一事件につき 20 万円まで
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為^{※1}により亡くなられた方のご遺族 ・ 犯罪行為により重傷病^{※2}を負った方 ・ 性犯罪^{※3}を受けた方 <p>※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・ 被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・ 申請者（遺族の場合）が、犯罪発生時に被害者と同居していたこと。 ・ 住居またはその付近で犯罪が行われたことにより、住居に居住し続けることが困難になったこと。 ・ 二次被害・再被害を受ける恐れのあること。 ・ 犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
利用の制限	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を行わないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。 ・ 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。 ・ 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護してい

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

	<p>た18歳未満の遺族がいる場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none">• その他支給が社会通念上適切でないと認められるとき。
--	--

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要

一時避難費

支援内容	一時避難費の助成
支援概要	宿泊施設へ一時避難を行った場合の費用を一定額まで助成します。
支給金額等	一事件につき7泊まで（1泊 6,000円まで）
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為^{*1}により亡くなられた方のご遺族 ・ 犯罪行為により重傷病^{*2}を負った方 ・ 性犯罪^{*3}を受けた方 <p>※1…故意に人の生命または身体を害する行為 ※2…1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷または疾病 ※3…不同意性交等、監護者性交等</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること。 ・ 被害者が、犯罪発生時に市民であったこと。 ・ 申請者（遺族の場合）が、犯罪発生時に被害者と同居していたこと。 ・ 住居またはその付近で犯罪が行われたことにより、住居に居住し続けることが困難になったこと。 ・ 二次被害・再被害を受ける恐れがあること。 ・ 犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認できること。
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内
利用の制限	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を行わないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者・申請者に、責めに帰すべき行為があったとき。 ・ 被害者・申請者が、暴力団関係者であるとき。 ・ 被害者・申請者と、加害者との間に家族関係があったとき（家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合や、被害者が18歳未満の場合、被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。）。 ・ その他支給が社会通念上適切でないとき。